

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例（平成19年12月21日京都市条例第36号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

京都市下京東部地域包括支援センターを京都市下京区上之町9番地の3に設置することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月21日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第36号

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例

京都市老人介護支援センター条例の一部を次のように改正する。

別表京都市島原地域包括支援センターの項の次に次の1項を加える。

京都市下京東部地域包括支援センター	京都市下京区上之町9番地の3
-------------------	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用料金の承認の申請その他京都市下京東部地域包括支援センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)